

長崎県後期高齢者医療広域連合会計年度任用職員の任用、勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年3月29日

長崎県後期高齢者医療広域連合長

(印) と 高 久

長崎県後期高齢者医療広域連合規則第3号

長崎県後期高齢者医療広域連合会計年度任用職員の任用、勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

長崎県後期高齢者医療広域連合会計年度任用職員の任用、勤務時間、休暇等に関する規則（令和2年長崎県後期高齢者医療広域連合規則第1号）の一部を次のように改正する。

第16条第1項各号列記以外の部分中「会計年度任用職員」の次に「(第13号、第16号及び第17号に掲げる場合にあっては、1週間の勤務日が3日以上とされている会計年度任用職員であって、6月以上の任期が定められているとされている会計年度任用職員又は6月以上継続勤務している会計年度任用職員に限る。)」を加え、同項第4号の「認められる場合」の次に「又は会計年度任用職員が新型インフルエンザ等感染症に感染したおそれのある者として、次のいずれかの措置を受けた場合」を加え、同号に次のように加える。

ア 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。この号において「感染症予防法」という。）第17条に基づく健康診断の受診勧告を受けた場合

イ 感染症予防法第44の3第2項に基づく外出自粛要請を受けた場合

ウ 検疫法（昭和26年法律第201号）第16条第2項に基づく停留の対象となつた場合

第16条第1項第6号中「次の表」を「次の表1」に、「往復に要する」を「片道の所要時間に応じて次の表2に掲げる」に改め、同表を表1とし、同表の次に次の1表を加える。

表2

片道の所要時間	加算する日数
(1) 3時間以上5時間未満	1日
(2) 5時間以上24時間以下	2日
(3) 24時間を超える場合	24時間ごとに2日とし、24時間未満の時間については(1)又は(2)による。

第16条第1項第9号を第12号とし、第8号中「会計年度任用職員」を「一の年の6月から9月までの期間内において1月以上の任期がある会計年度任用職員」に、「7月から9月」を「6月1日から9月30日（特に必要と認める場合にあっては10月31日）」に、「3日」を「4日」に改め、同号を同項11号とし、第7号の次に次の3号を加える。

- (8) 妊娠中の女子の会計年度任用職員の業務が母体又は胎児の健康保持に影響がある場合 勤務時間の途中に適宜休息し、又は補食するために必要と認められる期間
- (9) 妊娠中又は出産後1年以内の女子の会計年度任用職員が母子保健法（昭和40年法律第141号）第10条に規定する保健指導又は同法第13条に規定する健康診査を受けるため勤務しないことが相当であると認められる場合 妊娠満23週までは4週間に1回、妊娠満24週から満35週までは2週間に1回、妊娠満36週から出産までは1週間に1回、産後1年まではその間に1回（医師等の特別の指示があった場合には、いずれの期間についてもその指示があった回数）について、それ

ぞれ必要と認められる期間

- (10) 妊娠中の女子の会計年度任用職員が通勤に利用する交通機関の混雑の程度が母体又は胎児の健康保持に影響があるため勤務しないことが相当であると認められる場合 正規の勤務時間の始め又は終わりについて1日を通じて1時間の範囲内の期間
第16条第1項第12号の次に次の5号を加える。
- (13) 会計年度任用職員が不妊治療に係る通院等のため勤務しないことが相当であると認められる場合 一の年度（4月1日から翌年の3月31日までをいう。以下同じ。）において5日（当該通院等が体外受精その他の広域連合長が定める不妊治療に係るものである場合にあっては、10日）の範囲内の期間
- (14) 6週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）以内に出産する予定である女子の会計年度任用職員が申し出た場合 出産の日までの申し出た期間
- (15) 女子の会計年度任用職員が出産した場合 出産の日の翌日から8週間を経過する日までの期間（産後6週間を経過した女子の会計年度任用職員が就業を申し出た場合において医師が支障がないと認めた業務に就く期間を除く。）
- (16) 会計年度職員が妻（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。次号において同じ。）の出産に伴い勤務しないことが相当であると認められる場合 会計年度任用職員の妻の出産に係る入院等の日から当該出産の日後2週間を経過する日までの期間内における2日の範囲内の期間
- (17) 会計年度任用職員の妻が出産する場合であってその出産予定日の6週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの期間にある場合において、当該出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子（妻の子を含む。）を養育する会計年度任用職員が、これらの子の養育のため勤務しないことが相当であると認められるとき 当該期間内における5日の範囲内の期間

第16条第2項中「第4号及び第5号」を「第2号及び第3号」に、「6月以上継続勤

務している」を「1週間の勤務日が3日以上とされている会計年度任用職員であって、6月以上の任期が定められているとされている会計年度任用職員又は6月以上継続勤務している」に改め、同項第1号及び第2号を削り、同項第3号中「その子の保育のために必要と認められる授乳等を行う場合」を「育児の時間を請求した場合」に改め、「(男子の会計年度任用職員にあっては、その子の当該会計年度任用職員以外の親(当該子について民法(明治29年法律第89号)第817条の2第1項の規定により特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者(当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。)であって当該子を現に監護するもの又は児童福祉法第27条第1項第3号の規定により当該子を委託されている同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親(以下この号において単に「養子縁組里親」という。)若しくは同条第1号に規定する養育里親である者(同法第27条第4項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、養子縁組里親として委託することができない者に限る。)を含む。)が当該職員がこの号の休暇を使用しようとする日におけるこの号の休暇(これに相当する休暇を含む。)を承認され、又は労働基準法(昭和22年法律第49号)第67条の規定により同日における育児時間を請求した場合は、1日2回それぞれ30分から当該承認又は請求に係る各回ごとの期間を差し引いた期間を超えない期間)」を削り、同号を同項第1号とし、同項第4号中「必要なものとして広域連合長が定めるその子の世話をすること」を「その子に予防接種又は健康診断を受けさせること」に改め、同号を同項第2号とし、同項第5号中「第7号」を「第5号」に、「他の広域連合長が定める」を「、要介護者の通院等の付き添い、要介護者が介護サービスの提供を受けるために必要な手続の代行、その他の要介護者の必要な」に改め、同号を同項第3号とし、同項第6号中イを削り、同号ウ中「特定職に引き続き」を「引き続いて任命権者と同じくする職に」に改め、ウをイとし、同号を同項第4号とし、同項第7号中ウを削り、同号を同項第5号とし、第8号を同項第6号とし、同項第9号及び第10号を削り、第11号を第7号に、第12号を第8号に、第13号を第9号に、第14号を第11号とし、第9号の次に次の1

号を加える。

- (10) 女子の会計年度任用職員が母子保健法の規定による保健指導又は健康診査に基づく指導事項を守るため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合 必要と認められる期間

第17条第1項中「第3号及び第7号」を「第1号及び第5号」に、「第2項第4号、第5号、第9号及び第12号」を「同項第9号、同項第13号、第2項第2号、同項第3号、同項第8号及び第10号」に改め、「1日又は1時間」の次に「、同条第1項第8号及び第10号の休暇については1時間」を加え、同項ただし書き中「前条第2項第4号及び第5号」を「前条第1項第13号、第2項第2号及び同項第3号」に改め、第2項中「第6号」を「第4号」に、「介護休暇は」を「休暇の単位は、1日又は1時間とし、1時間を単位とする当該休暇は」に改め、第3項中「第7号」を「第5号」に、「介護時間」を「休暇の単位は、30分とし、当該休暇」に、「当該減じた時間)の範囲内」を「当該減じた時間)」に、「の範囲内)とする」を「)の範囲内とする」に改め、第4項の次に次の1項を加える。

5 週休日、休日又は代休日をはさんで休暇を与えた場合は、年次休暇並びに第16条第1項第11号、同項第13号、第2項第2号及び同項第3号の休暇を除いて、週休日、休日又は代休日は、それぞれの期間内とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第16条第2項各号列記以外の部分及び同項第3号の規定は、令和4年4月1日から施行する。